

令和8年度 埼玉県自動車税事務所 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種

税務事務嘱託員

(地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用される非常勤職員)

2 勤務形態・募集人数・業務内容

(1) 勤務形態

週5日(週29時間)

- ・ 9時00分から15時45分(週4日)
- ・ 9時00分から16時00分(週1日)

(2) 募集人数

1人

(3) 業務内容

県税の賦課徴収に係る事務補助業務

(軽油引取税・広域事案調査・諸税担当における申告の受付、申請書等の受理・チェック等)

3 応募資格

(1) 年齢・性別・学歴は不問。

(2) 国籍は不問。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

(3) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人は応募不可。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(4) ワード、エクセルを使った基礎的なPC作業が出来ること。

4 勤務条件

(1) 任用期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

- ・ 週5日(原則、月曜日～金曜日)
- ・ 週29時間

※休憩時間：原則、12時00分～13時00分(60分)

(3) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～翌１月３日）です。

（４）休暇

年次休暇１０日（付与日数が異なる場合があります。）

※日数、その他は県の規定によります。

（５）報酬

月額 １７６，４００円 ～ ２０７，２００円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

（６）諸手当

期末・勤勉手当：報酬月額（又は１か月の報酬額）に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額（年２回支給）

（７）交通費

別途支給（県の規定によります。）

※通勤距離の片道が２km未満の場合等には支給されません。

（８）社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入要件を満たす場合に限りします。

※労災保険は加入なし。ただし、県条例により補償あり。

（９）勤務地

埼玉県自動車税事務所

所在地：さいたま市大宮区下町３－８－３

（変更の範囲）変更なし

※ 原則、車通勤不可

（１０）業務内容

県税の賦課徴収に係る事務補助業務

（変更の範囲）変更なし

※ 「４ 勤務条件」については、県の関係条例、規則等の定めるところによります。採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、上記内容が変更になる可能性があります。

5 応募手続

- （１）令和８年７月２９日（水）までに下記８の担当宛てに、本募集要項に添付している申込書、履歴書、身上書に必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書には必ず写真を添付してください。）

※ 応募者多数により、受付期間中であっても募集を締め切る場合があります。必要書類提出の前に電話で募集が継続しているか予め御確認ください。

- （２）提出は持参のみとなります。（郵送不可）

- （３）受付時間は、平日の８時３０分から１２時００分、１３時００分から１７時１５分までです。

- （４）応募書類の返却は致しかねますので、予め御了承ください。

6 選考方法

○作文試験及び面接試験

・ 作文試験について

日時：令和８年８月４日（火）１０時００分～（集合時間：９時４５分）

場所：埼玉県自動車税事務所（さいたま市大宮区下町３－８－３）

試験時間：６０分（６００字以上８００字以内）

・ 面接試験について

日時：令和８年８月５日（水）※詳細は別途連絡

場所：埼玉県自動車税事務所（さいたま市大宮区下町３－８－３）

7 選考結果について

６の選考により、埼玉県知事に任用を推薦する者を決定し、令和８年８月上～中旬頃に選考結果を連絡します。

正式な採用決定は８月下旬頃になる見込みです。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

埼玉県自動車税事務所

住 所：さいたま市大宮区下町３－８－３

担 当：総務担当

電 話：０４８－６５８－０２２３